

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>「一〇十 略」</p> <p>十一 機械類その他の物件を使用させる業務（中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき当該業務が行われない場合を除く。）</p> <p>十二 次に掲げる行為により国内の会社その他の団体に対しその事業に必要な資金を供給する業務</p>	<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇十 同上」</p> <p>十一 機械類その他の物件を使用させる業務（中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき行われる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）</p> <p>十二 次に掲げる行為により株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務</p>

イ 当該団体に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該団体の発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該団体の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式若しくは持分に係る配当を受け取ること又は株式若しくは持分に係る売却益を得ることを目的として当該団体の株式若しくは持分を取得すること。

ホ 当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。

ヘ イからホまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。

〔十三〕三十九 略〕

〔4〕10 略〕

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条 信用協同組合等は、認可対象会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては法第四条の二第三項に規定する認

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ 〔号の細分を加える。〕

ヘ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

〔十三〕三十九 同上〕

〔4〕10 同上〕

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条 〔同上〕

可対象会社をいい、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては法第四条の四第三項に規定する認可対象会社（同条第一項第十号に掲げる会社（第六条の三に規定する会社を除く。以下「他業業務高度化等会社」という。）を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〇四 略」

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合等又はその子会社が国内の会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては、法第四条の三第一項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、法第四条の六第一項に規定する国内の会社をいう。第十条第十三項第二号を除き、以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては、法第四条の三第一項に規定する基準議決権数、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、法第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「略」

「2〇5 略」

「一〇四 同上」

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合等又はその子会社が国内の会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては、法第四条の三第一項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、法第四条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては、法第四条の三第一項に規定する基準議決権数、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、法第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「同上」

「2〇5 同上」

(特例対象会社)

第九条の二 [略]

2 [略]

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社(信用協同組合にあつては法第四条の二第一項第二号に規定する特定子会社をいい、信用協同組合連合会にあつては法第四条の四第一項第七号に規定する特定子会社をいう。次条第八項、第十一項及び第十二項において同じ。)  
がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。)  
までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該信用協同組合等に係る法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(その総株主等の議決権(法第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。第百十条の六十八第三項及び第百十条の七十六第二項を除き、以下同じ。))に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

[4・5 略]

(特例対象会社)

第九条の二 [同上]

2 [同上]

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社(信用協同組合にあつては法第四条の二第一項第二号に規定する特定子会社をいい、信用協同組合連合会にあつては法第四条の四第一項第七号に規定する特定子会社をいう。次条第十一項及び第十二項において同じ。)  
がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。)  
までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該信用協同組合等に係る法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(その総株主等の議決権(法第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。第百十条の六十八第三項及び第百十条の七十六第二項を除き、以下同じ。))に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

[4・5 同上]

(専門子会社の業務等)

第十条 「略」

〔2・3 略〕

4 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第八項第二号において同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。第八項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第八項第二号及び第十二項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

5 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあつては

(専門子会社の業務等)

第十条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

5 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者であ

、上場会社等を含む。)とする。

〔一〇十 略〕

6  
〔略〕

7 法第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号に規定する内閣府令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

〔一・二 略〕

8 第四項に規定する会社のほか、次に掲げる会社については、法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

一 議決権を信用協同組合等若しくはその子会社(子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。)の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時(当該会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時)に第四項に規定する会社に該当していた会社であつて、その議決権が当該信用協同組合等若しくはその子会社の担

る会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一〇十 同上〕

6  
〔同上〕

7 法第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

〔一・二 同上〕

8 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を信用協同組合等若しくはその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。)の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき(当該会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき)に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号又は第四条の四

保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されていない会社

二 議決権を特定子会社に取得された時に第四項に規定する会社に該当していた会社であつて、当該議決権を特定子会社に取得されてから七年を経過した日以後にその発行する株式が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合における当該会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）

9 前項（第二号を除く。）の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号」と読み替えるものとする。

10 第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号」と、同項第二号中「会社（中小企業者に該当しなくなった会社を含む。）」とあるのは「会社」と読み替えるものとする。

〔11・12 略〕  
13 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

9 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号」と読み替えるものとする。

10 第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号」と読み替えるものとする。

〔11・12 同上〕  
13 〔同上〕

<p>一 「略」</p> <p>二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる国内の会社その他の団体に係るものを主として行うものに限る。）</p> <p>三 第四条第三項第十四号の三に掲げる業務</p> <p>〔14〕 略</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）</p> <p>第百十条の四十四 「略」</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものを主として行うものに限る。）</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔14〕 同上</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）</p> <p>第百十条の四十四 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	